

令和5年9月変更 佐久穂町国民保護計画 新旧対照表

番号	該当ページ 該当箇所	項目名	新(変更後)	旧(変更前)	変更の理由
1	P.6 第1編第4章 町の地理的、 社会的特徴	町の地理的、 社会的特徴	(2) 気候 町においては、気象は概して内陸性の夏期冷涼冬期寒冷であり、年間降水量は、約922mmと比較的少なく、気温較差は、日、年ともに大きく、平均気温は11.0℃程度であり、夏は冷涼で過ごしやすく、冬は積雪が少ないが、寒気が厳しく、到来が早い。 (3) 略 (4) 道路の位置等 当町の道路は、南北に国道141号、県道川上佐久線、佐久南部広域農道、中部横断自動車道があり、東西に国道299号、県道下仁田佐久線線があるが、県道川上佐久線は、町内工業が未定となっているほか、中部横断自動車道の八千穂高原IC以南の着工時期は未定である。また、国道299号は群馬県へ向けると交通の隘路が十分でなく、冬期閉塞防止のために、川上佐久線が唯一の路線となるなどの問題がある。町道は、地域間の山越えルートが多く幅員も狭く、整備もまだ十分に行き届いていない路線が多い。	(2) 気候 町においては、気象は概して内陸性の夏期冷涼冬期寒冷であり、年間降水量は、約922mmと比較的少なく、気温較差は、日、年ともに大きく、平均気温は10.0℃程度であり、夏は冷涼で過ごしやすく、冬は積雪が少ないが、寒気が厳しく、到来が早い。 (3) 略 (4) 道路の位置等 道路は、南北に延びて山梨県北杜市及び本県小諸市に繋がっている国道141号線、及び、東西に群馬県上野村から本県茅野市まで繋がっている国道299号線があり、改良率は、90%、舗装率は、100%である。県道は町内に四路線あり、改良率は、60%、舗装率は89%となっている。町道は、1線、2線路線で94%の舗装率となっているが、地域間の山越えルートが多く幅員も狭く、整備もまだ十分に行き届いていない路線が多い。	経年変化等の時点修正
2	P.16 第2編第1章 組織・体制の 整備等	2 警報等の伝達に必要な準備	2 警報等の伝達に必要な準備 (2) 防災行政無線の準備 略 (3) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備 町は、対処に時間的余裕のない避難に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム(J-ALERT)を整備する。 (4) 県警察との連携 略 (5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知 略 (6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備 略 (7) 民間事業者からの協力の確保 略	2 警報等の伝達に必要な準備 (2) 防災行政無線の準備 略 (3) 県警察との連携 略 (4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知 (5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備 (6) 民間事業者からの協力の確保 略	国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更
3	P.16 第2編第1章 組織・体制の 整備等	3 安否情報の収集、整理並びに提供に必要な準備	(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式 町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡又は負傷した住民の安否情報(以下参照)に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。	(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式 町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡又は負傷した住民の安否情報(以下参照)に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する第1号又は第2号様式により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。	国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更
4	P.19 第2編第1章 組織・体制の 整備等	2 訓練	(1) 町における訓練の実施 町は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同する等として、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態への対応能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特化した訓練等について、人口密集地を含む様々な場所を想定して行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。	(1) 町における訓練の実施 町は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同する等として、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対応能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携を図る。	国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更
5	P.21 第2編第2章 避難、救援及び 武力攻撃災害への 対応に関する 平素からの備え	1 避難に関する基本的事項	(1) 略 【町対策本部において集約・整理すべき基本的事項】 ○ 住宅地図 ○ 区域内の道路網のリスト ○ 輸送力のリスト ○ 避難施設のリスト(データベース策定後は、当該データベース) ○ 備蓄物資、調達可能物資のリスト ○ 生活関連等施設等のリスト ○ 関係機関(国、県、民間事業者等)の連絡先一覧、協定 ○ 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先一覧 ○ 消防機関のリスト ○ 避難行動要支援者名簿 (2) 略 (3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮 町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員に配置し留意する。 ※【避難行動要支援者名簿について】 武力攻撃やテロ発生時においては、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である(「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針(平成25年8月)参照)。 避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等が必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。 また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、町は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者(避難支援関係者)に提供することが求められている。	(1) 略 【町対策本部において集約・整理すべき基本的事項】 ○ 住宅地図 ○ 区域内の道路網のリスト ○ 輸送力のリスト ○ 避難施設のリスト(データベース策定後は、当該データベース) ○ 備蓄物資、調達可能物資のリスト ○ 生活関連等施設等のリスト ○ 関係機関(国、県、民間事業者等)の連絡先一覧、協定 ○ 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先一覧 ○ 消防機関のリスト (2) 略 (3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮 町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員に配置し留意する。	国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更
6	P.23 第2章 避難、 救援及び 武力攻撃災害への 対応に関する 平素からの備え	5 避難施設の指定への協力	町は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保水設備等の必要な情報を提供する等県に協力する。 町は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。	町は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供する等県に協力する。 町は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。	国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更
7	P.24 第2編第3章 物資及び資 材の備蓄、整備	1 町における備蓄	(1) 防災のための備蓄との関係 住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は特に地下に所在する避難施設などで、防災のための備蓄が整備されていない施設については、近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し、活用を行うことを含め、調達体制を整備する。	(1) 防災のための備蓄との関係 住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。	国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更

番号	該当ページ 該当箇所	項目名	新(変更後)	旧(変更前)	変更の理由
8	P35 第3編第3章 関係機関相互の連携	1 国・県の対策本部との連携	<p>1 国・県の対策本部との連携</p> <p>(2) 国・県の現地対策本部との連携 町は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</p> <p>また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。</p>	<p>1 国・県の対策本部との連携</p> <p>(2) 国・県の現地対策本部との連携 町は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</p>	国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更
9	P36 第3編第3章 関係機関相互の連携	3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	<p>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等</p> <p>① 町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める(国民保護等派遣)。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長等を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。</p>	<p>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等</p> <p>① 町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める(国民保護等派遣)。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長等を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛庁長官に連絡する。</p>	国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更
10	P40 第3編第4章 警報及び避難の指示等 第1 警報の伝達等	2 警報の内容の伝達方法	<p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)、全国同時警報システム(J-ALERT)等を活用し、地方公共団体に伝達される。町長は、全国同時警報システム(J-ALERT)と連携しての情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。</p> <p>① 「武力攻撃が迫り、又は既に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合 この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。</p> <p>② 「武力攻撃が迫り、又は既に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合 この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。 イ なお、町長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。</p> <p>また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。</p> <p>※ 全国同時警報システム(J-ALERT)によって情報が伝達されなかった場合には、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。</p> <p>(2) 町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。 この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かして、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。 また、町は、県警察の交番、駐在所、パトカーの勤務員等による拡声機や標識を活用した警報の内容の伝達の確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>	<p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</p> <p>① 「武力攻撃が迫り、又は既に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合 この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。</p> <p>② 「武力攻撃が迫り、又は既に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合 この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。 イ なお、町長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。</p> <p>また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。</p> <p>(2) 町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。 この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かして、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。 また、町は、県警察の交番、駐在所、パトカーの勤務員等による拡声機や標識を活用した警報の内容の伝達の確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>	国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更
11	P44 第3編第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難住民の誘導等	2 避難実施要領の策定	<p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項 避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。</p> <p>①～⑤ 略</p> <p>⑥ 要援護者の避難方法の決定(避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置)</p>	<p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項 避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。</p> <p>①～⑤ 略</p> <p>⑥ 要援護者の避難方法の決定(避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置)</p>	国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更
12	P45～48 第3編第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難住民の誘導等	3 避難住民の誘導	<p>3 避難住民の誘導</p> <p>(2) 消防機関の活動 消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声機を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) 大規模集客施設等における避難 町は、大規模集客施設や飲食店・観光施設等の施設管理者等と連携し、施設の特徴に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。</p> <p>(7) 高齢者、障害者等への配慮 町長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡・運送手段の確保を的確に行うものとする(また、「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考慮する必要がある。) (グリラ)特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局部的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。</p> <p>(8) 残留者等への対応 略</p> <p>(9) 避難所等における安全確保等 略</p> <p>(10) 動物の保護等に関する配慮 略</p> <p>(11) 通行禁止措置の周知 略</p> <p>(12) 県に対する要請等 略</p> <p>(13) 避難住民の運送の求め等 略</p> <p>(14) 避難住民の復帰のための措置 略</p>	<p>3 避難住民の誘導</p> <p>(2) 消防機関の活動 消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声機を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) 高齢者、障害者等への配慮 町長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡・運送手段の確保を的確に行うものとする(また、「避難支援プラン」を策定している場合には、当該プランに沿って対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考慮する必要がある。) (グリラ)特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局部的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。</p> <p>(7) 残留者等への対応 略</p> <p>(8) 避難所等における安全確保等 略</p> <p>(9) 動物の保護等に関する配慮 略</p> <p>(10) 通行禁止措置の周知 略</p> <p>(11) 県に対する要請等 略</p> <p>(12) 避難住民の運送の求め等 略</p> <p>(13) 避難住民の復帰のための措置 略</p>	国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更

番号	該当ページ / 該当箇所	項目名	新(変更後)	旧(変更前)	変更の理由
13	P49 第3編第4章 警報及び避難 の指示等 第2 避難住 民の誘導等	弾道ミサイル 攻撃の場合	<p>弾道ミサイル攻撃の場合</p> <p>※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体(国又は国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。</p> <p>このため、町は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム(J-Alert)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について早表から速報に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</p> <p>また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。</p>	<p>弾道ミサイル攻撃の場合</p> <p>※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。</p> <p>このため、弾道ミサイルの主体(国又は国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。</p> <p>このため、町全体に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</p> <p>また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。</p>	国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更
14	P52 第3編第5章 救援	3 救援の 内容	<p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等</p> <p>町長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府省令第29号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>町長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>	<p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等</p> <p>町長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>町長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>	国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更
15	P54 第3編第6章 安否情報の 収集・提供	2 県に 対する 報告	<p>2 県に対する報告</p> <p>町は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p>	<p>2 県に対する報告</p> <p>町は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p>	国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更